

令和8年第3回淡路市教育委員会会議の結果概要

日時：令和8年3月26日（木）午後2時30分～午後4時35分

場所：淡路市役所本庁舎2号館大会議室4、5

議案第9号 淡路市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定の件

淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第27号）の一部が改正され、同公園の所管課が市長部局である産業振興部商工観光課から教育委員会事務局教育部社会教育課へ移管することに伴い、関係規定を整理にすることについて審議を行い、原案のとおり、承認された。

議案第10号 淡路市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定の件

淡路市行政組織規則（平成17年淡路市規則第2号）が改正され、「情報課」が「DX推進課」に名称が変更されたことに伴い、関係規定を整理にすることについて審議を行い、原案のとおり、承認された。

議案第11号 淡路市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定の件

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第2号）が改正され、教育委員会は、教職員に係る業務量管理・健康確保措置実施計画を定める必要が生じたため、標記計画案について審議を行い、原案のとおり、承認された。

議案第12号 淡路市就学援助規則及び淡路市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則制定の件

淡路市就学援助規則及び淡路市特別支援教育就学奨励費支給規則について、支給要件の審査方法を改めること、また、両規則の関係性について整理することについて審議を行い、原案のとおり、承認された。

議案第13号 淡路市立学校事務職員の標準的な職務についての一部を改正する訓令制定の件

学校事務職員の学校におけるマネジメント機能を十分に発揮できるようにするため、より主体的積極的に学校運営に参画することを目的とするため、淡路市立学校事務職員の標準的な職務についての一部を改正する訓令の制定について審議し、承認された。

議案第14号 淡路市学校運営協議会設置の件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5

第1項及び淡路市学校運営協議会規則（令和6年教育委員会規則第3号）第3条に基づき、新たに、淡路市立中田小学校運営協議会、淡路市立大町小学校運営協議会及び淡路市立学習小学校運営協議会を設置することについて審議し、承認された。

議案第15号 淡路市学校運営協議会設置委員の任命の件

任期満了に伴い、淡路市立学校に設置されている学校運営協議会の委員を任命することについて審議し、承認された。

議案第16号 淡路市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱の件

任期満了に伴い、新たに淡路市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱することについて審議し、承認された。

議案第17号 淡路市特定奨学金等基金条例施行規則の一部を改正する規則制定の件

支給額の上限を、6万5,000円から10万円に引き上げるることについて審議し、承認された。

議案第18号 淡路市スポーツ推進委員の委嘱の件

任期満了に伴い、新たに淡路市スポーツ推進委員を委嘱することについて審議し、承認された。

報告第5号 教育委員会の所属職員の任免について

教育委員会の所属職員の任免について、報告を行った。

報告第6号 淡路市立学校の県費負担教職員に係る兵庫県教育委員会への内申について

淡路市立学校の県費負担教職員に係る兵庫県教育委員会への内申について、報告を行った。

報告第7号 文化ホール運営審議会の会議報告

文化ホール運営審議会の会議について、報告を行った。
来年度予定されている主要な工事について、質問があった。

報告第8号 社会教育委員会及び公民館運営審議会の会議報告

社会教育委員会及び公民館運営審議会の合同会議について、報告を行った。
特に、意見はなかった。

資料No. 3 淡路市教育長交際費支出基準要綱の制定について

教育長交際費の適正な支出及び透明性の確保を図るため、新たに淡路市教育長交際費支出基準要綱を制定したことについて、報告を行った。

特に、意見はなかった。

資料No. 4 舟木遺跡整備計画検討会の会議報告について

舟木遺跡整備計画検討会について、報告を行った。

特に、意見はなかった。

資料No. 5 文化財保存活用地域計画推進会議の会議報告について

文化財保存活用地域計画推進会議について、報告を行った。

特に、意見はなかった。

資料No. 6 淡路市指定管理者候補者選定・評価審議会委員の委嘱（しづかホール・サンシャインホール、中浜稔猫美術館・陶芸館）について

市長が委嘱する、淡路市指定管理者候補者選定・評価審議会委員（しづかホール・サンシャインホール、中浜稔猫美術館・陶芸館）について、任期満了に伴い、新たに委嘱したことを報告した。

特に、意見はなかった。